



港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置の扱いについて（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成9年10月21日

港 第 135 号
平成9年10月21日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

様

土 木 部 長

港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置の扱いについて（通知）

このことについては、平成9年9月17日付港第135号で通知しているところでありますが、これについて運輸省港湾局技術課補佐官から別添写しのとおり通知がありました。
ついては、事業実施にあたり注意してください。

事 務 連 絡
平成9年10月13日

各局企画課長 殿
各局工務（第一）課長 殿
各局技術課長 殿
各県土木部港湾課長 殿
各港湾関係団体の理事長 殿

運輸省港湾局技術課
補佐官 春日井

港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置の扱いについて（補足）

標記については、平成9年8月28日付事務連絡にて通知しているところでありますが、一部誤解の生じるおそれがないよう、下記のように取り扱うことを確認いたしますので、ご遺漏なきよう取り計らい願います。

記

1. 別紙1「耐震強化施設の設計について」の第3章第6節「耐震強化施設の設計震度の設定」（2）式で示される設計水平震度 K_h については、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位に揃える。
2. 別紙1「耐震強化施設の設計について」の図－4 SMAC最大基盤加速度の距離減衰式（15ページ）を別添のものと差し替える。

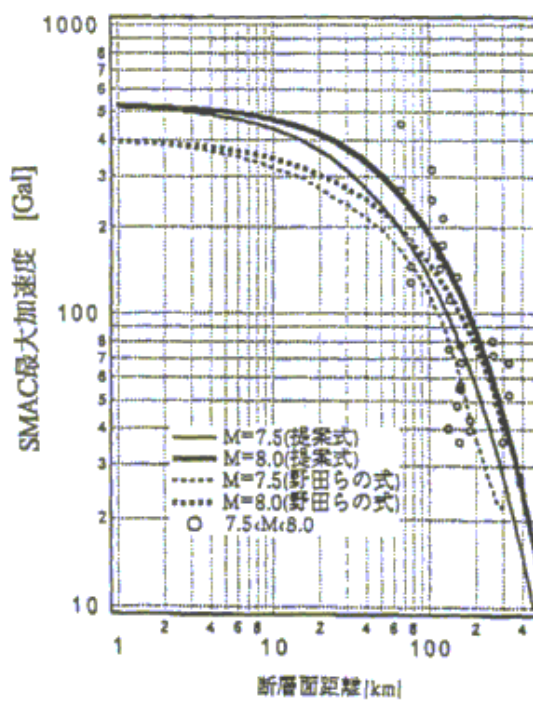
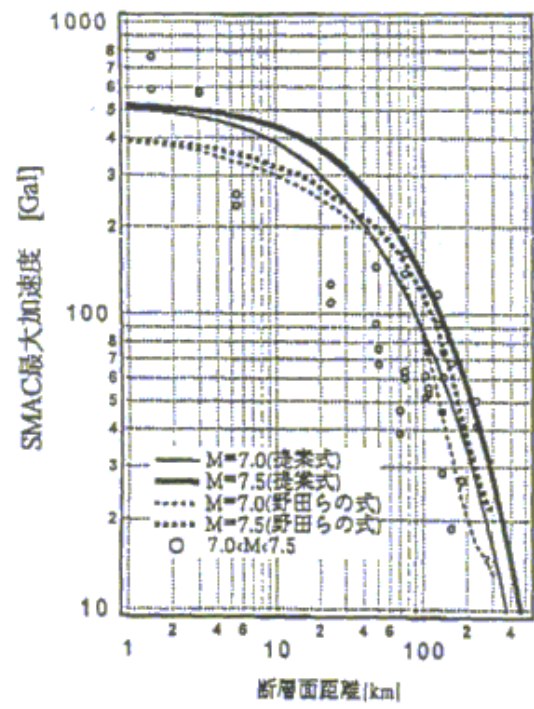
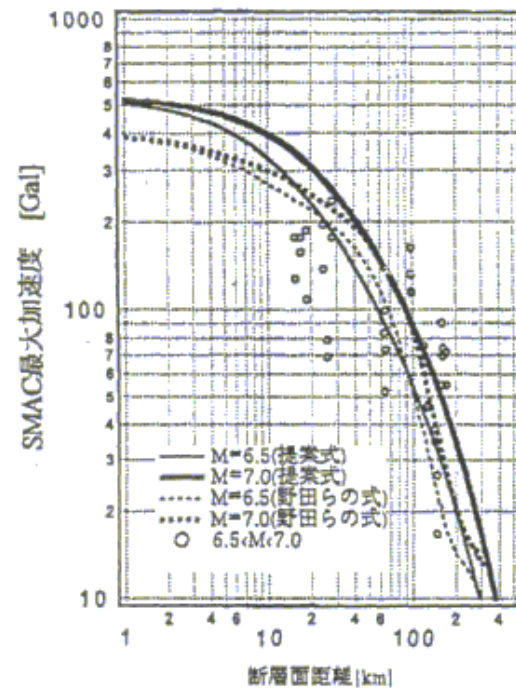
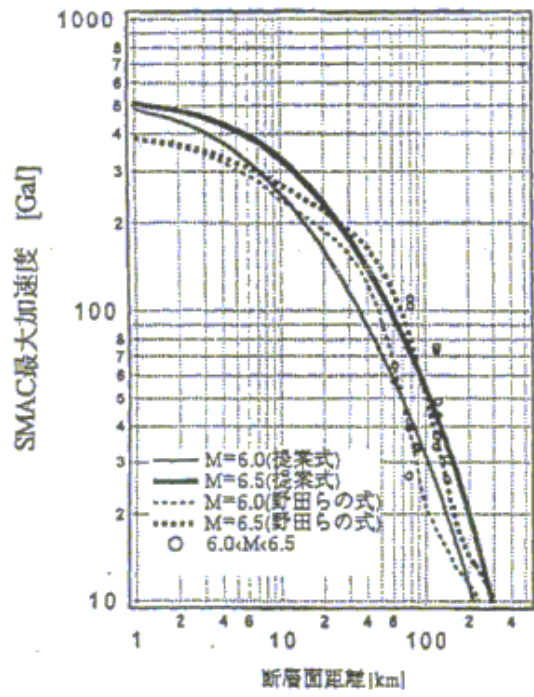


図-4 SMAC最大加速度の距離減衰式

実線はSMAC最大加速度の距離減衰式
 破線は従来用いられていた野田らによる距離減衰式